

8. 年末調整結果（還付・追徴）について

Q8-1. 同時年末調整の場合、還付額はどこで確認できますか？

A8-1. 「給与（賞与）明細書」の『所得税』にて確認できます。金額がマイナス表示の場合は還付、プラス表示の場合は追徴になります。（非年調の方は12月の所得税を表示）
『給与計算』⇒『給与メニュー』－「4. 内容確認」「支給明細情報」

支給項目	金額	控除項目	金額	金額
本給	330,000	健康保険	15,000	90
扶養手当	20,000	厚生年金		15
住居手当	22,000	雇用保険	1,985	105
通勤手当	21,000	所得税	8,760	3
その他・調整	4,000	一般財形	18,000	
		年金財形	20,000	
		宿舍使用料等	18,500	

Q8-2. 年末調整の結果、追徴になってしまったがなぜですか？

A8-2. 理由を特定することはできませんが、以下の理由などが考えられます。

- ・給与に比べて、賞与が多かった。（賞与税率が低かった）
- ・休職中に賞与支給があった。（賞与で所得税を徴収しなかった）
- ・扶養親族が年途中で減少した。（年途中で扶養者数が変わった）
- ・高額所得者である。又は扶養親族がいない。（比較的、追徴になりやすい）
- ・配偶者を源泉控除対象配偶者にしていたが、本人の年間所得合計額が900万を超えるか、配偶者の合計所得額が95万を超えてしまい、年末調整時に配偶者控除または配偶者特別控除を満額受けられなかった。

Q8-3. 年末調整を行った12月給与（賞与）の所得税はどこで確認できますか？

A8-3. 年調者の12月の所得税は、計算を省略し0円とみなして処理しています。（所得税基本通達 第190条3項）。
非年調は通常通り12月の所得税を算出しています。